

事

業

者

様

へ

C & Y 社 労 士 事 務 所 サ ー ビ ス の ご 案 内

よくあるご相談

こんなお悩みと課題はありませんか？

- ✓ 人手不足と物価高など**会社の負担**（コスト）を抑えたい！
- ✓ 人材育成や**人事労務の課題**を相談したい
- ✓ 社内ルール作り・運用が上手にできない！
- ✓ 採用や退職、再雇用など新しい制度を検討したい



その悩みや課題、**弊所サービス**で解決します。

報酬(基準料金) ① 就業規則の作成・改訂

プラン名称	内容	料金 (消費税込み額)
①お試しプラン	小規模事業も安心の 就業規則の作成	88,000円～ (お見積り)
②企業リスク回避型プラン	労務リスク回避と良い社風づくり 就業規則の作成	165,000円～ (お見積り)
③事業発展型プラン	事業の発展を見据え、それに適した 職場環境づくりと就業規則の作成	275,000円～ (お見積り)
④就業規則改訂プラン	現在の就業規則を上記①～③へ 改訂するプラン	33,000円～ お見積り

ポイント: 古い就業規則のままだとリスクが高まります。ひな形ではなく、現在の法令に合った規定内容に早急に作り直す必要があります。ぜひ、経験豊富は社労士にお任せください。

報酬 ② 労務相談アドバイザー

相談顧問

訪問なし・・・月額 11,000円

訪問あり・・・月額 22,000円から(ご相談)

※訪問ありは、労基署の臨検対応含め、さまざまなご要望に対応しています。

サポート内容

法改正情報の提供ほか

電話・メールによる労務相談 訪問や面談(遠距離Zoom)

報酬 ③ 労務相談＋手続顧問パック

⑤でいう顧問契約

- ・ 労務相談に加え、複雑でめんどろな入退社手続、 労働・社会保険など各種手続きを代行致します。**(ご注意ください)給与計算代行は入っていません。**

基準料金(消費税込み)

従業員数	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
料金	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円
従業員数	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人
料金	77,000円	88,000円	99,000円	110,000円	121,000円

顧問契約に含まれる業務

- (相談)・・・労働法、社会保険法に関する相談。労働条件に関する相談。従業員採用に関する相談。その他、労働保険、社会保険に関する相談。
- (手続き)・・・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続
労働保険申請手続(労災等)。社会保険申請手続(出産・傷病等)。
その他、労働保険、社会保険に関する手続

説明 ③ 労務相談＋手続顧問パック

⑤でいう顧問契約

- ・ 社労士事務所の業務は多岐にわたります。そのため、契約に含まれる業務と別途費用がかかる場合が。

顧問契約に含まれる業務

(相談業務)・・・労働法、社会保険法に関する相談。労働条件に関する相談。従業員採用に関する相談。

その他、労働保険、社会保険に関する相談。

(手続業務)・・・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続

労働保険申請手続(労災等)。社会保険申請手続(出産・傷病等)。その他、

労働保険、社会保険に関する手続

顧問契約に含まれないもの(別途費用がかかります。)

- ・ 就業規則作成・変更
- ・ 労働・社会保険の新規適用および年度更新、算定基礎届の提出
- ・ 役所調査対応
- ・ 助成金申請
- ・ 給与計算(別途パックサービスをご用意しています)
- ・ 個人に関する業務(年金請求)など 他各種研修及びコンサルティング業務

報酬 ④ 給与計算代行のみ

基準料金(消費税込み)

従業員数	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
料金	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円	38,500円
従業員数	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人
料金	44,000円	49,500円	55,000円	60,500円	66,000円

- ・初期導入手数料を頂いておりますが、まずは貴事業所の給与計算の状況を教えてください。
- ・勤怠集計が必要な場合は、別途従業員1名につき1,000円を頂いております。
※なお、変形労働時間制やフレックスタイム制は、1,200円からとなります。
- ・従業員数には、事業主、役員、パート・アルバイト等を含みます。
- ・賞与については、別途1か月分の料金を頂いております。

※ 給与計算の**ご注意ポイント(全ての給与計算代行を含む業務につき)**

「従業員数」・「給与締め日」・「給与支払日」の期間など企業ごとに様々です。そのため上記の金額を元に変更する場合があります。また「入退社の頻度」により異なります。

報酬 ⑤ 顧問契約＋給与計算パック

基準料金(消費税込み)

従業員数	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
顧問料	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円
給与計算	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円	38,500円
パック 料金	38,500円 33,000円	55,000円 44,000円	71,500円 61,500円	88,000円 71,500円	104,500円 88,000円
従業員数	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人
顧問料	77,000円	88,000円	99,000円	110,000円	121,000円
給与計算	44,000円	49,500円	55,000円	60,500円	66,000円
パック 料金	121,000円 99,000円	137,500円 115,500円	154,000円 132,000円	170,500円 154,000円	187,000円 165,000円

- ・初期導入手数料は給与計算代行の基準料金の1ヶ月分を頂いております。
- ・勤怠集計が必要な場合は、別途従業員1名につき1,000円を頂いております。
- ・従業員数には、事業主、役員、パート・アルバイト等を含みます。
- ・賞与については、賞与計算ごとに別途1か月分の料金を頂いております。

報酬 ⑥ 助成金申請代行プラン

①スポット契約	助成金受給額の20%
②顧問契約	助成金受給額の15%
③その他 申請代行	助成金受給額の18%

※助成金受給額の報酬は、別途消費税を加算した額を頂戴いたします。

※③その他 申請代行とは、労務コンサルティングや就業規則の変更など別途費用が必要な場合を指します。

※上記サービスは、企業・助成金ごとに状況が異なるため、ヒアリングの上で お見積りさせていただきます。

※労務管理や勤怠管理(労働基準法に則った、「法定3帳簿」や「36協定の届出」など)が不適切である場合、先にその改善を行って頂く必要があります。

(不正受給等の防止につながり、企業の信用を保つメリットがあります。)

報酬 ⑦年度更新・社会保険の算定基礎

基本料金(消費税込み)

従業員数	社会保険のみ (算定基礎等)	労働保険のみ (年度更新等)	社保・労保セット
10人以下	22,000円	22,000円	33,000円
11人～20人	33,000円	33,000円	55,000円
21人～30人	46,200円	46,200円	81,400円
31人～40人	57,200円	57,200円	103,400円
41人～50人	74,800円	74,800円	132,000円
51人～60人	83,600円	83,600円	154,000円
61人～70人	92,400円	92,400円	171,600円
71人～80人	99,000円	99,000円	184,800円
81人～90人	105,600円	105,600円	198,000円
91人～100人	112,200円	112,200円	211,200円